

## 第116期 定時株主総会

## 招 集 ご 通 知

## 日 時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時

## 場 所

名古屋市中区栄三丁目33番13号  
当行本店 8 階大会議室

株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布は取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 【会場でのご出席を希望される株主さまへのご案内】

株主さま同士の座席間隔を広く取るため、ご用意できる席数を50席とさせていただきます。  
ご出席を希望される場合、事前参加申込（抽選制）とさせていただきます。  
詳細は、招集ご通知6頁および別紙「第116期定時株主総会ライブ配信および事前質問・事前参加申込のご案内」をご確認のうえお手続きをお願いします。

## 【株主総会当日のライブ配信について】

株主総会の模様は、パソコン、タブレット、スマートフォン等によりライブ配信でご視聴いただくことができます。  
ライブ配信ご視聴のみの場合は、事前参加申込は不要です。  
詳細は、招集ご通知3頁～4頁および別紙「第116期定時株主総会ライブ配信および事前質問・事前参加申込のご案内」をご参照ください。

## 目 次

|       |    |
|-------|----|
| 招集ご通知 | 1  |
| 事業報告  | 11 |
| 計算書類  | 26 |
| 監査報告  | 30 |
| 参考書類  | 35 |

## 株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目33番13号

株式会社 **中京銀行**

取締役頭取 小 林 秀 夫

### 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当行の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

- ・株主さま同士の座席間隔を広く取るため、ご用意できる席数を50席とさせていただきます。

本総会ご出席には、事前参加申込が必要となります。（詳細は、招集ご通知6頁および別紙「第116期定時株主総会ライブ配信および事前質問・事前参加申込のご案内」をご確認ください。）

- ・株主総会当日の模様をご自宅等からでもご視聴いただけるようライブ配信を実施いたします。

ライブ配信ご視聴のみの場合は、事前参加申込は不要です。（詳細は、招集ご通知3頁～4頁および別紙「第116期定時株主総会ライブ配信および事前質問・事前参加申込のご案内」をご参照ください。）

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号  
当行本店8階大会議室

#### 3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件  
第3号議案 剰余金の配当の件  
第4号議案 取締役8名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使等についてのご案内

##### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードまたは「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

##### (3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙および当選をお知らせした株主総会事務局からのメールのプリントアウトまたはメールの内容が確認できる携帯電話・スマートフォンを会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行ウェブサイト（アドレス<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

④株主総会参考書類の第2号議案株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件に記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（株式会社愛知銀行）の最終事業年度における上記①から③までの事項

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

**「株主総会ライブ配信」 「事前質問」 「事前参加申込」 について**  
エンゲージメント      ポータル  
**すべて、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」 から行っていただけます。**

**～「株主総会ライブ配信」のご案内～**

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

**1. 配信日時**

2022年6月24日（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。ライブ配信に関して変更が生じる場合は、当行ホームページ（<https://www.chukyo-bank.co.jp/>）にてお知らせ申しあげます。

**2. 株主総会の視聴方法（後記7頁のアクセス方法も合わせてご参照ください。）**

URL： <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書用紙裏面に記載されております。
- ③ なお、議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。  
※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2022年6月24日です。  
公開期間外は、株主さま認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。
- ④ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。  
当日ライブ視聴ページが表示されます。  
※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**【インターネット参加にかかるご留意事項】**

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ ご視聴される株主さまは、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を事前行使（書面またはインターネット等）していただきますようお願い申し上げます。行使方法につきましては、後記9頁および10頁をご参照ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ✓ ライブ配信の様様を録画、録音、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ✓ 同封の議決権行使書用紙を紛失された場合、後記8頁の本サイトに関するお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ✓ ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

## ～「事前質問」の受付についてのご案内～

株主総会の開催に先立って、本総会の目的事項等に関するご質問をお受け致します。  
以下の受付期間と受付方法をご確認の上、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 受付期間

本招集通知到着時～2022年6月17日（金曜日）午後5時30分

### 2. 受付方法（後記7頁のアクセス方法も合わせてご参照ください。）

URL：<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書用紙裏面に記載されております。
- ③ なお、議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
- ④ ログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ⑤ ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。  
以上で事前質問の受付は完了となります。

＊「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 【ご留意事項】

- ✓ ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ ご質問は原則として、お一人さまにつき1問としくご協力をお願い申し上げます。
- ✓ 株主さまよりいただきましたご質問のうち、特に株主さまのご関心が高いと思われ、且つ当行が回答可能である内容を本総会当日にご回答させていただく予定です。なお、ご回答には至りませんでしたご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。
- ✓ ご質問に対して必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応は致しかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

## ～「事前参加申込」の受付についてのご案内～

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う株主さまの安全を最優先とするため、ご用意できる席数に限りがあります。会場での参加をご希望される株主さまは、以下の内容をご確認の上、事前の参加申込手続きをお願い申し上げます。

### 1. 受付期間

本招集通知到着時～2022年6月17日（金曜日）午後5時30分

### 2. 受付人数

定員50名となります。定員を超えるお申込があった場合は抽選とさせていただきます。抽選結果につきましては、当落に関わらず2022年6月20日頃にメールでご案内いたします。

### 3. 受付方法（後記7頁のアクセス方法も合わせてご参照ください。）

URL：https://engagement-portal.tr.mufig.jp/

- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書用紙裏面に記載されております。
- ③ なお、議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
- ④ ログイン後、「事前参加申込」ボタンをクリックしてください。
- ⑤ 必要事項を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ⑥ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。  
以上で事前参加申込の受付は完了となります。

＊「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 4. 会場への入場方法

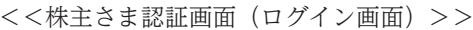
会場の受付にてご本人さま確認と抽選時の当選者確認をさせていただきます。議決権行使書用紙と当選をお知らせした、株主総会事務局からのメールのプリントアウト又は、メールの内容が確認できる携帯電話・スマートフォンをお持ちいただきますようお願い申し上げます。

#### 【ご留意事項】

- ✓ 会場でご参加いただく場合、事前のお申込（定員を超えるお申込があった場合は抽選となります。）が必要で  
す。事前のお申込をされていない株主さまは、会場にお越しいただいてもご入場いただくことができません。
- ✓ 株主さまお1人につき、1回のお申込みとさせていただきます。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

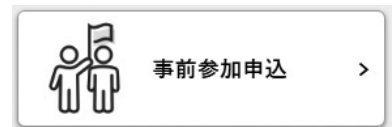


<<同封の議決権行使書用紙裏面（イメージ）>>



- ① 同封の議決権行使書用紙裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログイン後の画面に表示されている、ご希望される項目をクリックしてください。





## 【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

|           | PC                                     |                              | モバイル       |            |               |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------|------------|------------|---------------|
|           | Windows                                | Macintosh                    | iPad       | iPhone     | Android       |
| OS        | Windows 10以降                           | MacOS X 10.13(High Sierra)以降 | iOS 13.0以降 | iOS 12.0以降 | Android 8.0以降 |
| ブラウザ*各種最新 | Google Chrome、Microsoft Edge(Chromium) | Safari、Google Chrome         | Safari     | Safari     | Google Chrome |

\*上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

## 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、ライブ配信については、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで)

## 【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染リスク軽減および株主さまの安全を最優先とするため、座席間隔を空けて配置することに伴い、ご用意できる座席数を50席とさせていただきます。本総会ご出席には、事前参加申込が必要となります。「事前参加申込されずにご来場の株主さま」、「抽選で当選されなかった株主さま」、「ご入場の際に当選が確認できない株主さま」は、本総会会場へ入場することはできませんので、予めご了承ください。

(詳細は、6頁～7頁および別紙「第116期定時株主総会ライブ配信および事前質問・事前参加申込のご案内」をご確認ください。)

なお、株主総会の模様につきましては、ライブ配信によりご視聴いただけます。

ライブ配信でご視聴いただく株主さまは、会社法上、出席者とはみなされず、当日の決議にご参加いただけませんので事前に書面またはインターネット等より議決権行使をお願いいたします。(行使方法は9頁～10頁をご参照ください。)

株主総会にご出席される株主のみなさまにおかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染予防および感染拡散防止のための必要な対応(発熱や咳などの症状を有する株主さまに対して入場をお断りさせていただく場合があること、株主総会の時間を短縮する場合があること等)を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ(<https://www.chukyo-bank.co.jp/>)にてお知らせ申し上げます。

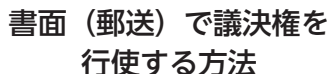
以 上

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



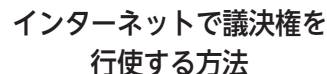
株主総会開催日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時



行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <h2 style="text-align: center;">議 決 権 行 使 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">             ○○○○○○○○<br/>             株 主 総 会 日           </div> <div style="text-align: center;">             御 中<br/>             議 決 権 の 数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">XX 個</span> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>××××年××月××日</span> </div> | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 25%; height: 20px;"></td><td style="width: 25%; height: 20px;"></td><td style="width: 25%; height: 20px;"></td><td style="width: 25%; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> </table> </div> <div style="width: 50%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <span>議決権行使のご用様株式数</span> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px; text-align: right;">XX 株</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>議 決 権 の 数</span> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px; text-align: right;">XX 個</span> </div> <div style="margin-top: 20px;">             1. <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>             2. <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div> </div> </div> </div> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

見 本

ログイン用QRコード  
 (ログイン用)  
 XXXXX-XXXX-XXXX-XXX  
 股バスタード  
 XXXXXX

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合      ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合   ≫ 「否」の欄に○印

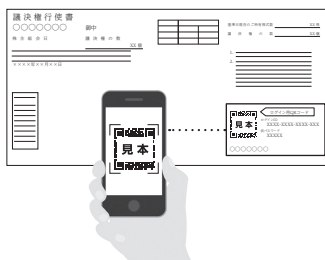
- 全員賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合      >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合      >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

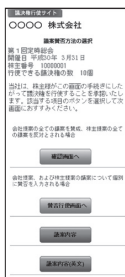
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



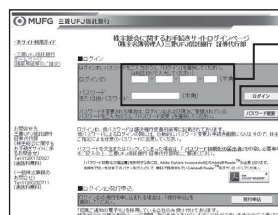
**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

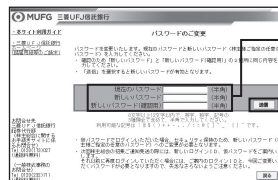
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力し「ログイン」してください。



- 3 新しいパスワードをご入力し「送信」してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 第116期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行は本店等87ヵ店（店舗内店舗25ヵ店、インターネット支店1ヵ店を含む）において、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務、および国債、投資信託、保険等の窓口販売業務、ならびにそれらに付随する業務を行っております。

(金融経済環境)

当期における国内経済を振り返りますと、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による影響により、一部の非製造業などにおいて厳しい状況となりました。また、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策や海外経済の改善もあり、設備投資や生産を中心に持ち直しましたが、個人消費や非製造業の弱さが続きました。

当地区におきましては、年度を通じて持ち直しの動きがみられましたが、足許では輸出や生産が足踏みの状況となっており、持ち直しの動きが一服しました。

こうした中、金融情勢につきましては、企業等への資金繰り支援と金融市場の安定を維持するため、日本銀行が長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続など金融緩和を強化しており、長期金利は0.00%～プラス0.25%の範囲で推移しました。また、翌日物金利は、マイナス0.06%～0.00%の範囲で推移しました。株式市場におきましては、F R Bの政策転換に伴う米国株の不安定な動きや、ウクライナ情勢などの外部環境に左右される展開もあり、年度末の終値は前年度末比1,357円下落の27,821円となりました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済情勢の下、当行は2021年4月から第18次中期経営計画＜C Xプラン＞をスタートさせました。＜C Xプラン＞では、地域社会の成長に貢献するため、お客さまのライフステージに応じた総合的なコンサルティングを、金融仲介機能とともに包括的かつタイムリーに提供する企業へ転換するべく、“金融機能を有する地域貢献型コンサルティング会社”を目指して諸施策を推進してまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、新型コロナウイルス感染症の影響による資金面のご支援に加え、お客さまへのヒアリング調査を定期的を実施することで、お客さまが抱えるさまざまな経営課題に対して、ソリューション提案活動などのコンサルティング機能を通じた伴走型支援を実践し、地域経済の活性化および社会課題の解決に貢献する取り組みを行いました。また、事業承継や人材確保などを中心に、質・量の伴ったソリューションメニューを充実させた結果、期末のソリューションメニュー数は157件となり、お客さまの本業支援、事業価値向上のサポートに努めてまいりました。

個人のお客さまに対しましては、対面とオンラインを融合させた、ハイブリッド型の投資一任サービス「＜中京＞おまかせN a v i」の取扱いを開始するなど、お客さまの資産形成をサポートする取り組みを行いました。また、非対面チャネルの充実を目的として、スマホによるW E B受付サービス「W E B口座開設」や、スマホ決済サービス「B a n k P a y」との口座連携を開始するなど、多様なニーズにお応えしてまいりました。

店舗につきましては、経営資源を凝縮し、重要拠点や施策に戦略的に再配分することを目的として、2021年4月から2022年2月にかけて、計22カ店を店舗内店舗方式で移転いたしました。また、2021年11月には柴田支店と店舗内店舗の東海支店を、新店舗に新築移転いたしました。

期末現在の店舗数は、店舗内店舗25カ店、インターネット支店1カ店を含め87カ店、拠点数としては61カ所、店舗外A T Mは26カ所となっております。

また、当行では、2019年10月に行った「中京銀行S D G s宣言」により、地域金融機関として本業を通じて持続可能な社会の実現を目指しており、中京S D G s私募債「みらいエール」の取り組み促進や、「グローバルE S Gバランスファンド（愛称：ブルー・アース）」の信託報酬の一部を「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に寄付するなどの活動を行っております。また、2021年10月にはサステナビリティ課題への取り組みとともに、T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への対応方針を公表し、本店ビルおよび愛知県下の全店舗においてC O<sub>2</sub>フリー電力を導入するなど、環境配慮型設備や再生可能エネルギーの活用を通じて、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。

当行は、今後もS D G sに取り組む地域のお客さまのご支援も行うことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

このような取り組みの結果、当行の業績は次のとおりとなりました。

預金につきましては、計22カ店の店舗を店舗内店舗方式で移転させたことで一部のお客さまの利便性が低下したことから、期中372億円減少し、期末残高は1兆8,602億円となりました。

貸出金につきましては、国内外の情勢変化や資源価格の上昇などの影響を受けられた企業のお客さまへの資金面でのご支援に加え、住宅ローンを中心に個人のお客さまの資金需要にも積極的にお応えした結果、期中135億円増加し、期末残高は1兆5,491億円となりました。

有価証券につきましては、国内債券や株式などの減少により、期末残高は期中255億円減少し4,060億円となりました。

経常収益につきましては、貸出金利息の増加や経営支援に関する提案を積極的に行うことで法人関連の役務取引等収益は増加しましたが、有価証券利息配当金や国債等債券売却益の減少などにより、前期比536百万円減少し31,459百万円となりました。経常費用は、物件費を主体とした経費削減と国債等債券売却損の減少などにより、前期比2,243百万円減少し24,932百万円となりました。以上の結果、経常利益は前期比1,706百万円増加し6,526百万円、当期純利益は前期比794百万円増加し4,246百万円となりました。

自己資本比率につきましては、前期比0.38ポイント上昇し、8.71%となりました。

（当行が対処すべき課題）

我が国経済および当行の主要な営業地域である愛知県では、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるものの、ウクライナ情勢などによる不透明感がみられる中で、資源価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクがあることを認識しております。

更に、中長期的には、人口減少による国内市場の縮小やコロナ禍で加速したデジタル化による新たな競争の進展、お客さまのライフステージに応じた多様なニーズの高まりや、預貸利益や有価証券利息配当金の収益性低下など、急速な環境変化に対応しうるビジネスモデルへの抜本的な変革の必要性を認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、第18次中期経営計画＜C Xプラン＞において、諸施策を具体化しております。

＜C Xプラン＞では、①事業変革、②基盤変革、③企業文化変革の3つの基本戦略を掲げて諸施策を推進しております。①事業変革では、地区N o. 1のソリューション提案力を実現し、お客さまの課題解決や持続的な成長をサポートすることで、地域社会のS D G sも同時に実現することを目指しており、お客さまとの対話

や伴走型支援により成果を上げ始めております。②基盤変革では、店舗網の最適化や本部機能の充実、本部・営業店の業務効率化、ITデジタル化を積極的に進めることで、ローコスト経営の実現に一定の目途が立ちました。③企業文化変革では、新しいビジネスモデルを支える人材の育成・配置と、貢献度や能力に応じた評価で報いることができ、かつ多様な働き方も受け入れられる新人事制度を、2022年4月にスタートさせました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済を支えるため、各種新型コロナウイルス対応融資や条件変更などに積極的に取り組んでいることから、将来的な引当不足を回避するため、フォワードルッキング手法を用いた引当金の算出を導入いたしました。

また、愛知銀行との経営統合につきましては、2021年12月10日の基本合意後、両行による協議・検討を進めた結果、本年5月11日に経営統合契約書を締結し、株式移転計画書を作成いたしました。

本株主総会でのご承認や関係当局の許認可等が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、2022年10月3日に両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」を設立いたします。

当金融グループは、経営統合によりマーケットシェアの拡大やリソースの追加投入が可能となることを活かし、安定した営業基盤の拡充や収益力の向上により経営環境の変化に対応するとともに、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築することで、当金融グループの企業価値を高め、ステークホルダーの期待に応えることを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

|                    | 2018年度        | 2019年度        | 2020年度        | 2021年度        |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金                | 1,774,106     | 1,775,409     | 1,897,423     | 1,860,209     |
| 定期性預金              | 749,219       | 727,165       | 680,511       | 659,363       |
| その他の               | 1,024,886     | 1,048,244     | 1,216,912     | 1,200,845     |
| 社 債                | 5,000         | 5,000         | 5,000         | 5,000         |
| 貸 出 金              | 1,312,658     | 1,363,390     | 1,535,569     | 1,549,149     |
| 個人向け               | 312,572       | 319,714       | 326,062       | 331,191       |
| 中小企業向け             | 785,993       | 803,308       | 914,160       | 894,834       |
| その他の               | 214,092       | 240,366       | 295,346       | 323,122       |
| 商 品 有 価 証 券        | -             | -             | -             | -             |
| 有 価 証 券            | 514,909       | 493,296       | 431,557       | 406,056       |
| 国 債                | 160,026       | 132,266       | 112,714       | 106,489       |
| その他の               | 354,882       | 361,029       | 318,842       | 299,566       |
| 総 資 産              | 1,953,617     | 1,972,239     | 2,103,286     | 2,345,171     |
| 内 国 為 替 取 扱 高      | 7,486,121     | 7,386,441     | 6,713,349     | 7,253,359     |
| 外 国 為 替 取 扱 高      | 百万ドル<br>836   | 百万ドル<br>763   | 百万ドル<br>801   | 百万ドル<br>731   |
| 経 常 利 益            | 4,109         | 3,938         | 4,820         | 6,526         |
| 当 期 純 利 益          | 3,474         | 3,127         | 3,452         | 4,246         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>160 19 | 円 銭<br>144 14 | 円 銭<br>159 05 | 円 銭<br>195 13 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 中小企業向け貸出金は、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者に対する貸出金であります。  
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 使 用 人 数     | 882人    |
| 平 均 年 齢     | 40年 4月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年 11月 |
| 平 均 給 与 月 額 | 384千円   |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与および通勤手当は含んでおりません。



(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

|       | 当 年 度 末 |
|-------|---------|
|       | 店 うち出張所 |
| 愛 知 県 | 67 (1)  |
| 三 重 県 | 15 (0)  |
| 静 岡 県 | 1 (0)   |
| 大 阪 府 | 3 (0)   |
| 東 京 都 | 1 (0)   |
| 合 計   | 87 (1)  |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を26ヵ所設置しております。

ロ 当年度新設、廃止、種類変更営業所は以下のとおりであります。

○新設営業所

該当ありません。

○廃止営業所

該当ありません。

○種類変更営業所

該当ありません。

また、当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下のとおりであります。

○店舗外現金自動設備の新設

柴田支店東海出張所                      鳴海支店桶狭間出張所

笠寺支店大江出張所                      四日市支店富田出張所

四日市支店名張出張所                      松阪支店伊勢出張所

桑名支店西桑名出張所                      桑名支店大安出張所

○店舗外現金自動設備の廃止

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当する事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当する事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|         |       |
|---------|-------|
| 設備投資の総額 | 2,115 |
|---------|-------|

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容           | 金 額 |
|---------------|-----|
| (新設)          |     |
| 中村支店土地・建物購入   | 650 |
| サブシステム仮想化基盤更改 | 119 |
| 柴田支店土地・建物購入   | 114 |
| (売却)          |     |
| 旧中村支店         | 138 |

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会 社 名            | 所 在 地                | 主 要 業 務 内 容          | 資 本 金     | 当行が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 | そ の 他 |
|------------------|----------------------|----------------------|-----------|--------------------------|-------|
| 株式会社中京カード        | 名古屋市東区代官町<br>20番5号   | クレジットカード業務<br>信用保証業務 | 百万円<br>60 | %<br>100.00              | －     |
| 中京ファイナンス<br>株式会社 | 名古屋市中区栄<br>三丁目33番13号 | 集金代行業務               | 50        | 100.00                   | －     |

(注) 当行の子会社および関連法人等は、上記の2社であります。

なお、当期の連結経常収益は31,528百万円、連結当期純利益（親会社株主に帰属）は3,728百万円となりました。

#### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、百五銀行、十六銀行、三十三銀行、イオン銀行との現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. セブン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備で現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当する事項はありません。

#### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

株式会社愛知銀行との経営統合につきましては、（1）事業の経過および成果等の（当行が対処すべき課題）に記載のとおりです。

## 2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

| 氏 名     | 地位および担当                                                                  | 重要な兼職                                    | その他 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----|
| 徳 岡 重 信 | 取締役会長（代表取締役）                                                             |                                          |     |
| 小 林 秀 夫 | 取締役頭取（代表取締役）<br>（執行役員兼務）<br>内部監査部                                        |                                          |     |
| 小 島 教 彰 | 取締役専務執行役員<br>（代表取締役）<br>総合企画部<br>資金部<br>営業推進部<br>営業企画部<br>経営企画室<br>東京事務所 |                                          |     |
| 若 尾 俊 之 | 取締役常務執行役員<br>人事部<br>融資統括部                                                |                                          |     |
| 川 井 博 史 | 取締役執行役員<br>リスク統括部<br>事務統括部                                               |                                          |     |
| 平 塚 順 子 | 取締役執行役員<br>営業企画部長                                                        |                                          |     |
| 柴 田 雄 己 | 取締役（社外取締役）                                                               |                                          |     |
| 野 口 裕 幸 | 取締役（社外取締役）                                                               | 日本住宅無尽株式会社 取締役会長<br>新東昭不動産株式会社 監査役       |     |
| 前 田 明 宏 | 常勤監査役                                                                    |                                          |     |
| 木 村 和 彦 | 監査役（社外監査役）                                                               | 日本トムソン株式会社 社外監査役                         |     |
| 栗 本 幸 子 | 監査役（社外監査役）                                                               | 公益財団法人愛知県国際交流協会 評議員<br>社会福祉法人愛知県厚生事業団 理事 |     |

- (注) 1. 常勤監査役前田明宏氏、監査役木村和彦氏および監査役栗本幸子氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役前田明宏氏は、当行での長年の業務経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役木村和彦氏は、金融機関での長年の業務経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役栗本幸子氏は、愛知県庁入庁後、監査委員事務局長等の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当行は、社外取締役・社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 役員の報酬等の総額

| 区 分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |                |                         | 支給人数 (人) |
|-------------------|-----------------|------------------|----------------|-------------------------|----------|
|                   |                 | 固定報酬<br>(金銭報酬)   | 変動報酬<br>(金銭報酬) | 株式報酬型<br>ストック・<br>オプション |          |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 151             | 105              | 8              | 36                      | 7        |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 16              | 15               | 0              | —                       | 2        |
| 社外取締役             | 11              | 10               | 0              | —                       | 3        |
| 社外監査役             | 9               | 9                | 0              | —                       | 2        |
| 計                 | 188             | 140              | 11             | 36                      | 14       |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記には、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、監査役1名を含んでおります。  
3. 変動報酬の額は、2022年6月支給予定の役員賞与金であります。  
4. 株式報酬型ストック・オプションは非金銭報酬であり、割当ての際の方針は「③報酬等に関する方針について」のとおりであります。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第100期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

なお、取締役に対するストック・オプションの報酬額は、2013年6月21日開催の第107期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く）です。

### ③ 報酬等に関する方針について

当行は、中長期的な企業価値の向上を目指して、下記を役員報酬等の決定方針としております。

- (ア) 固定報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案しております。  
(イ) 変動報酬（役員賞与金）は、当行の業績等を勘案して決定しております。  
(ウ) 株式報酬型ストック・オプションは、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役を対象外としたうえで、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高めるため、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

当行は、2015年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役を委員長とする報酬委員会へ諮問し答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の個人別の報酬等は、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

### (3) 責任限定契約

| 氏 名                | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柴 田 雄 己<br>(社外取締役) | 当行の定款第31条に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結。<br>[社外取締役との責任限定契約の内容]<br>社外取締役が、本契約締結日以降当行の社外取締役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。 |
| 野 口 裕 幸<br>(社外取締役) |                                                                                                                                                                                                   |
| 木 村 和 彦<br>(社外監査役) | 当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。<br>[社外監査役との責任限定契約の内容]<br>社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。 |
| 栗 本 幸 子<br>(社外監査役) |                                                                                                                                                                                                   |

### (4) 補償契約

該当する事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

| 被保険者の範囲               | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当行のすべての取締役、監査役および執行役員 | 被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当行が負担しております。 |

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名                | 兼 職 そ の 他 の 状 況                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野 口 裕 幸<br>(社外取締役) | 取締役 野口裕幸氏は日本住宅無尽株式会社の取締役会長、新東昭不動産株式会社の監査役を兼務しております。当行と日本住宅無尽株式会社と新東昭不動産株式会社との間に重要な取引関係はありません。                |
| 木 村 和 彦<br>(社外監査役) | 監査役 木村和彦氏は日本トムソン株式会社の社外監査役を兼務しております。当行と日本トムソン株式会社との間に重要な取引関係はありません。                                          |
| 栗 本 幸 子<br>(社外監査役) | 監査役 栗本幸子氏は公益財団法人愛知県国際交流協会の評議員、社会福祉法人愛知県厚生事業団の理事を兼務しております。当行と公益財団法人愛知県国際交流協会、社会福祉法人愛知県厚生事業団との間に重要な取引関係はありません。 |

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名                | 在任期間  | 取 締 役 会 へ の 出 席 状 況               | 取締役会における発言その他の活動状況                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柴 田 雄 己<br>(社外取締役) | 2年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会16回中16回に出席。           | 取締役会においては、長年にわたり企業の中核部門に携わった豊富な経験に基づき、実践的な視点から、議案・審議等につき、助言提言を適宜行い、実効性の高い経営監督機能を発揮した。<br>また、人事委員会の委員長を務め、2021年度中の5回の人事委員会において、取締役および執行役員の人事に関する事項の審議をとりまとめた。さらに、報酬委員会の委員を務め、取締役・執行役員の月額報酬額、役員賞与の支給に関する事項の審議を行った。 |
| 野 口 裕 幸<br>(社外取締役) | 9ヵ月   | 社外取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席。 | 取締役会においては、銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野での経験に基づき、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行い、実効性の高い経営監督機能を発揮した。<br>また、報酬委員会の委員長を務め、2021年度中の1回の報酬委員会において、取締役の月額報酬額に関する事項の審議をとりまとめた。さらに、人事委員会の委員を務め、取締役および執行役員の人事に関する事項の審議を行った。            |

| 氏 名                | 在任期間  | 取 締 役 会 ・ 監 査 役 会 へ の 出 席 状 況         | 取締役会・監査役会における発言その他の活動状況                                                     |
|--------------------|-------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 木 村 和 彦<br>(社外監査役) | 6年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会16回中15回および監査役会16回中15回に出席。 | 銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における監査業務に携わってきた豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行なった。 |
| 栗 本 幸 子<br>(社外監査役) | 1年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会16回中16回および監査役会16回中16回に出席。 | 長年にわたり愛知県行政の中核部門に携わった経験に基づく幅広い見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行なった。              |



### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5 名  | 2 1      | —             |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記報酬等の額には、2022年6月支給予定の役員賞与金 1 百万円（社外取締役 0 百万円、社外監査役 0 百万円）が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

|                              |          |      |          |
|------------------------------|----------|------|----------|
| (1) 株式数                      | 発行可能株式総数 | 普通株式 | 50,000千株 |
|                              | 発行済株式の総数 | 普通株式 | 21,780千株 |
| (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。 |          |      |          |

|             |        |
|-------------|--------|
| (2) 当年度末株主数 | 6,476名 |
|-------------|--------|

(3) 大株主

| 株 主 の 氏 名 又 は 名 称                             | 当 行 へ の 出 資 状 況     |                    |
|-----------------------------------------------|---------------------|--------------------|
|                                               | 持 株 数               | 持 株 比 率            |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                         | 8,534 <sup>千株</sup> | 39.19 <sup>%</sup> |
| ミ ソ ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社                         | 2,174               | 9.98               |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 4 )         | 992                 | 4.55               |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 912                 | 4.18               |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )           | 620                 | 2.85               |
| 株 式 会 社 K T キ ャ ピ タ ル                         | 610                 | 2.80               |
| 中 京 銀 行 従 業 員 持 株 会                           | 417                 | 1.91               |
| 大 同 生 命 保 険 株 式 会 社                           | 329                 | 1.51               |
| 大 和 製 罐 株 式 会 社                               | 296                 | 1.36               |
| 中 京 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社                         | 263                 | 1.21               |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、当行所有自己株式（5千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏 名 又 は 名 称                                     | 当該事業年度に係る報酬等 | そ の 他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人 トーマツ<br>指定有限責任社員 岸野 勝<br>指定有限責任社員 神野敦生 | 59           | (報酬等について監査役会が同意した理由)<br>監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、<br>会計監査の職務遂行状況および報酬見積りに<br>ついて、当行の事業内容等に照らして検証を<br>行ったうえで、会計監査人が所要の監査体<br>制・監査時間を確保し、適正な監査を実施す<br>るために本監査報酬額が妥当な水準であると<br>認められることから、会計監査人の報酬等の<br>額について同意いたしました。<br>(非監査業務の内容)<br>当行は、会計監査人に対して、公認会計士法<br>第2条第1項の業務以外の業務（非監査業<br>務）である貸倒引当金見直しに関する助言指<br>導業務および当行と株式会社愛知銀行との経<br>営統合に係る業務等を委託し対価を支払って<br>おります。 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は108百万円であります。  
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

### (3) 補償契約

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理、総合的能力等を会計監査人評価基準に基づき審査し、解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

ロ 当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社

該当する事項はありません。

## 6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

**7 特定完全子会社に関する事項**

該当する事項はありません。

**8 親会社等との間の取引に関する事項**

該当する事項はありません。

**9 会計参与に関する事項**

該当する事項はありません。

**10 その他**

該当する事項はありません。

# 第116期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )         |           | ( 負 債 の 部 )             |           |
| 現 金 預 け 金           | 350,631   | 預 金                     | 1,860,209 |
| 現 金                 | 14,428    | 当 座 預 金                 | 108,386   |
| 預 け 金               | 336,203   | 普 通 預 金                 | 1,067,907 |
| 有 価 証 券             | 406,056   | 貯 蓄 預 金                 | 11,227    |
| 国 債                 | 106,489   | 通 知 預 金                 | 5,424     |
| 地 方 債               | 85,585    | 期 間 預 金                 | 645,009   |
| 社 債                 | 90,505    | 定 額 積 立 預 金             | 12,878    |
| 株 式                 | 28,124    | そ の 他 の 預 金             | 9,374     |
| そ の 他 の 証 券         | 95,351    | 譲 渡 性 の 預 金             | 5,310     |
| 貸 出 金               | 1,549,149 | コ ー ー 債 借 取 引 受 入 担 保 金 | 45,000    |
| 割 引 手 形 付 越 替       | 5,341     | 借 入 金                   | 291,500   |
| 手 形 貸 付             | 31,811    | 外 国 為 替 借 入 金           | 291,500   |
| 証 書 貸 付             | 1,298,165 | 外 国 他 店 為 替 借 入 金       | 57        |
| 当 座 貸 越             | 213,830   | 外 未 払 外 国 為 替 借 入 金     | 12        |
| 外 国 為 替             | 6,589     | 社 会 的 他 負 債 借 入 金       | 44        |
| 外 国 他 店 預 け 替       | 4,692     | 未 決 済 為 人 費 税 等 用 益 金   | 5,000     |
| 外 買 入 外 国 為 替       | 3         | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 15,844    |
| 取 立 外 国 為 替         | 1,893     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 542       |
| そ の 他 資 産           | 17,948    | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 558       |
| 未 決 済 為 替 貸 付       | 218       | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 799       |
| 前 払 費 用             | 10        | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 1,044     |
| 未 収 収 益             | 1,189     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 0         |
| 金 融 派 生 商 品         | 4,922     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 4,827     |
| 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 | 10,190    | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 512       |
| そ の 他 の 資 産         | 1,417     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 334       |
| 有 形 固 定 資 産         | 17,923    | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 7,224     |
| 建 物                 | 3,289     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 519       |
| 土 地                 | 13,327    | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 122       |
| リ ー ス 資 産           | 274       | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 562       |
| 建 設 仮 勘 定           | 397       | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 1,081     |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 634       | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 2,298     |
| 無 形 固 定 資 産         | 1,647     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 2,457     |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 1,345     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 2,238,964 |
| リ ー ス 資 産           | 169       | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 31,879    |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 131       | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 23,219    |
| 前 払 年 金 費 用         | 3,234     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 23,219    |
| 支 払 承 諾 見 返 金       | 2,457     | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 37,441    |
| 貸 倒 引 当 金           | △10,467   | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 3,683     |
| 資 産 の 部 合 計         | 2,345,171 | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 33,758    |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 340       |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 11,000    |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 22,418    |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | △11       |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 92,528    |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 8,109     |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 472       |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 4,864     |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 13,446    |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 230       |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 106,206   |
|                     |           | 未 未 決 済 法 人 費 取 ん 備 金   | 2,345,171 |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第116期 (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目  |      | 金 額    |
|------|------|--------|
| 経常収入 | 益    | 31,459 |
| 経常収入 | 利息配当 | 19,716 |
| 経常収入 | 利息   | 13,421 |
| 経常収入 | 利息   | 5,900  |
| 経常収入 | 利息   | 375    |
| 経常収入 | 利息   | 19     |
| 経常収入 | 収益   | 5,470  |
| 経常収入 | 収益   | 1,281  |
| 経常収入 | 収益   | 4,189  |
| 経常収入 | 収益   | 1,227  |
| 経常収入 | 収益   | 93     |
| 経常収入 | 収益   | 1,133  |
| 経常収入 | 収益   | 5,045  |
| 経常収入 | 収益   | 0      |
| 経常収入 | 収益   | 4,477  |
| 経常収入 | 収益   | 567    |
| 経常収入 | 費用   | 24,932 |
| 経常収入 | 費用   | 820    |
| 経常収入 | 費用   | 149    |
| 経常収入 | 費用   | 8      |
| 経常収入 | 費用   | △1     |
| 経常収入 | 費用   | 6      |
| 経常収入 | 費用   | 56     |
| 経常収入 | 費用   | 581    |
| 経常収入 | 費用   | 20     |
| 経常収入 | 費用   | 2,164  |
| 経常収入 | 費用   | 209    |
| 経常収入 | 費用   | 1,954  |
| 経常収入 | 費用   | 1,404  |
| 経常収入 | 費用   | 1,391  |
| 経常収入 | 費用   | 12     |
| 経常収入 | 費用   | 16,374 |
| 経常収入 | 費用   | 4,169  |
| 経常収入 | 費用   | 2,439  |
| 経常収入 | 費用   | 320    |
| 経常収入 | 費用   | 4      |
| 経常収入 | 費用   | 1,405  |
| 経常収入 | 益    | 6,526  |
| 経常収入 | 益    | 584    |
| 経常収入 | 益    | 2,141  |
| 経常収入 | 益    | 13     |
| 経常収入 | 益    | 1,250  |
| 経常収入 | 益    | 876    |
| 経常収入 | 益    | 4,969  |
| 経常収入 | 益    | 1,493  |
| 経常収入 | 益    | △771   |
| 経常収入 | 益    | 722    |
| 経常収入 | 益    | 4,246  |

# 第116期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|---------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )         |           | ( 負 債 の 部 )               |           |
| 現 金 預 け 金           | 350,633   | 預 金                       | 1,854,796 |
| 有 価 証 券             | 405,263   | 譲 渡 性 預 金                 | 5,310     |
| 貸 出 金               | 1,549,464 | コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形   | 45,000    |
| 外 国 為 替             | 6,589     | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金     | 9,001     |
| そ の 他 資 産           | 21,757    | 借 用 金                     | 291,500   |
| 有 形 固 定 資 産         | 17,802    | 外 国 為 替                   | 57        |
| 建 物                 | 3,409     | 社 債                       | 5,000     |
| 土 地                 | 13,060    | そ の 他 負 債                 | 22,374    |
| リ ー ス 資 産           | 291       | 賞 与 引 当 金                 | 534       |
| 建 設 仮 勘 定           | 397       | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 122       |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 642       | 偶 発 損 失 引 当 金             | 562       |
| 無 形 固 定 資 産         | 1,724     | 繰 延 税 金 負 債               | 1,030     |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 1,361     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 2,298     |
| リ ー ス 資 産           | 228       | 支 払 承 諾                   | 2,462     |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 133       | 負 債 の 部 合 計               | 2,240,049 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産   | 3,251     | ( 純 資 産 の 部 )             |           |
| 繰 延 税 金 資 産         | 341       | 資 本 金                     | 31,879    |
| 支 払 承 諾 見 返         | 2,462     | 資 本 剰 余 金                 | 24,029    |
| 貸 倒 引 当 金           | △11,093   | 利 益 剰 余 金                 | 38,551    |
| 資 産 の 部 合 計         | 2,348,196 | 自 己 株 式                   | △11       |
|                     |           | 株 主 資 本 合 計               | 94,448    |
|                     |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 8,110     |
|                     |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | 472       |
|                     |           | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 4,864     |
|                     |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 18        |
|                     |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 13,466    |
|                     |           | 新 株 予 約 権                 | 230       |
|                     |           | 純 資 産 の 部 合 計             | 108,146   |
|                     |           | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 2,348,196 |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



第116期 (2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              |   |  |  |  |        | 金 額    |
|------------------|---|--|--|--|--------|--------|
| 経常収入             | 益 |  |  |  |        | 31,528 |
| 資金運用収入           | 益 |  |  |  | 19,085 |        |
| 貸出金利息            |   |  |  |  | 13,459 |        |
| 有価証券利息           |   |  |  |  | 5,231  |        |
| 預け金利息            |   |  |  |  | 375    |        |
| その他の受入利息         |   |  |  |  | 19     |        |
| 役務取引等収入          | 益 |  |  |  | 5,985  |        |
| その他の業務収入         | 益 |  |  |  | 1,415  |        |
| その他の経常収入         | 益 |  |  |  | 5,042  |        |
| 償却債権取立           | 益 |  |  |  | 1      |        |
| 株式等売却            | 益 |  |  |  | 4,477  |        |
| その他の経常収入         | 益 |  |  |  | 563    |        |
| 経常費用             |   |  |  |  |        | 25,461 |
| 資金調達費用           |   |  |  |  | 821    |        |
| 預金利息             |   |  |  |  | 149    |        |
| 譲渡性預金利息          |   |  |  |  | 8      |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 |   |  |  |  | △1     |        |
| 債券貸借取引支払利息       |   |  |  |  | 6      |        |
| 社債利息             |   |  |  |  | 56     |        |
| その他の支払利息         |   |  |  |  | 602    |        |
| 役務取引等費用          |   |  |  |  | 1,993  |        |
| その他の業務費用         |   |  |  |  | 1,404  |        |
| 営業経常費用           |   |  |  |  | 17,025 |        |
| その他の経常費用         |   |  |  |  | 4,216  |        |
| 貸倒引当金繰入額         |   |  |  |  | 2,475  |        |
| その他の経常費用         |   |  |  |  | 1,740  |        |
| 経常利益             |   |  |  |  |        | 6,067  |
| 特別利益             |   |  |  |  |        | 584    |
| 固定資産処分益          |   |  |  |  | 584    |        |
| 特別損失             |   |  |  |  |        | 2,141  |
| 固定資産処分損失         |   |  |  |  | 13     |        |
| 減価償却損            |   |  |  |  | 1,250  |        |
| その他の特別損          |   |  |  |  | 876    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |   |  |  |  |        | 4,509  |
| 法人税、住民税及び事業税     |   |  |  |  | 1,506  |        |
| 法人税等調整額          |   |  |  |  | △725   |        |
| 法人税等合計           |   |  |  |  |        | 781    |
| 当期純利益            |   |  |  |  |        | 3,728  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  |   |  |  |  |        | 3,728  |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 中京銀行

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神野敦生 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社愛知銀行は、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行が保有する会社株式の全てについて自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、共同株式移転の方式による経営統合を行うことを決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成している。
  - 重要な後発事象に記載されているとおり、2022年5月11日において、会社が株式会社三菱UFJ銀行からその所有する会社の普通株式全部を取得する取引に係る応募契約を株式会社三菱UFJ銀行との間で締結している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 中京銀行  
取締役会 御 中

| 有限責任監査法人<br>名古屋事務所 | トーマツ<br>屋事務所 |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 岸野 勝 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 神野敦生 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中京銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 1.重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社愛知銀行は、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行が保有する会社株式の全てについて自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、共同株式移転の方式による経営統合を行うことを決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成している。
- 2.重要な後発事象に記載されているとおり、2022年5月11日において、会社が株式会社三菱UFJ銀行からその所有する会社の普通株式全部を取得する取引に係る応募契約を株式会社三菱UFJ銀行との間で締結している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 中京銀行 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 前 | 田 | 明 | 宏 | ㊞ |
| 社外監査役 | 木 | 村 | 和 | 彦 | ㊞ |
| 社外監査役 | 栗 | 本 | 幸 | 子 | ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、762,121,780円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたします。

## 第2号議案 株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件

株式会社中京銀行（以下「当行」といいます。）と株式会社愛知銀行（以下「愛知銀行」といい、愛知銀行と当行を総称して「両行」といいます。）は、2021年12月10日に両行間で締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、ならびに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、2022年5月11日付で、両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

また、当行は、2022年5月11日付で、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）との間で、両行の株主総会において本株式移転の実施が承認されること等を前提にして、当行が自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を実施し、三菱UFJ銀行はその保有する当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）8,534,385株の全てを本自己株公開買付けに応募すること等について定めた自社株公開買付応募契約書（以下「本自社株公開買付応募契約書」といいます。）を締結しております。本株式移転は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られることならびに三菱UFJ銀行がその保有する当行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付けに応募した上で本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として行われます。

本議案は、本株式移転計画についてご承認を賜りたく、これを上程させていただくものであります。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由

当行と愛知銀行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっている一方、それらを競争相手としてだけではなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。



両行は、本基本合意書に基づき、2022年10月3日を目途とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2022年5月11日、両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書（写）」第6条における別紙2-①-1～別紙3-⑨-2（新株予約権の内容）につきましては、「第116期定時株主総会株主総会参考書類＜別冊＞（32頁～163頁）」に記載しております。

### 株式移転計画書（写）

株式会社愛知銀行（以下「甲」という。）及び株式会社中京銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

#### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

##### 1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

###### （1）目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

###### （2）商号

新会社の商号は、株式会社あいちフィナンシャルグループとし、英文ではAichi Financial Group, Inc.と表示する。

###### （3）本店所在地

新会社の本店の所在地は愛知県名古屋市とし、本店の所在場所は愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号とする。

###### （4）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

##### 2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

### 第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役社長に選定予定） 伊藤 行記

取締役（代表取締役副社長に選定予定） 小林 秀夫

取締役 藏富 宣彦

取締役 松野 裕泰

取締役 吉川 浩明

取締役 早川 誠

取締役 鈴木 規正

取締役 伊藤 謙二

取締役 瀬林 寿志

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 加藤 政宏

社外取締役 江本 泰敏

社外取締役 柴田 雄己

社外取締役 村田 知英子

社外取締役 栗本 幸子

社外取締役 我妻 巧

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あずさ監査法人

### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に3.33を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

（1）甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式3.33株

（2）乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

## 第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |            |                                                   |
|------------|---------------------------------------------------|
| （1）資本金の額   | 20,000,000,000円                                   |
| （2）資本準備金の額 | 5,000,000,000円                                    |
| （3）利益準備金の額 | 0円                                                |
| （4）資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記（1）及び（2）の額の合計額を減じて得た額 |

## 第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

### 1. 新株予約権の交付

- （1）新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑩までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

| 第1欄 |                       |           | 第2欄                             |           |
|-----|-----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
|     | 名称                    | 内容        | 名称                              | 内容        |
| ①   | 株式会社愛知銀行<br>第1回新株予約権  | 別紙2-①-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第1回新株予約権  | 別紙2-①-2記載 |
| ②   | 株式会社愛知銀行<br>第2回新株予約権  | 別紙2-②-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第2回新株予約権  | 別紙2-②-2記載 |
| ③   | 株式会社愛知銀行<br>第3回新株予約権  | 別紙2-③-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第3回新株予約権  | 別紙2-③-2記載 |
| ④   | 株式会社愛知銀行<br>第4回新株予約権  | 別紙2-④-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第4回新株予約権  | 別紙2-④-2記載 |
| ⑤   | 株式会社愛知銀行<br>第5回新株予約権  | 別紙2-⑤-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第5回新株予約権  | 別紙2-⑤-2記載 |
| ⑥   | 株式会社愛知銀行<br>第6回新株予約権  | 別紙2-⑥-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第6回新株予約権  | 別紙2-⑥-2記載 |
| ⑦   | 株式会社愛知銀行<br>第7回新株予約権  | 別紙2-⑦-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第7回新株予約権  | 別紙2-⑦-2記載 |
| ⑧   | 株式会社愛知銀行<br>第8回新株予約権  | 別紙2-⑧-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第8回新株予約権  | 別紙2-⑧-2記載 |
| ⑨   | 株式会社愛知銀行<br>第9回新株予約権  | 別紙2-⑨-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第9回新株予約権  | 別紙2-⑨-2記載 |
| ⑩   | 株式会社愛知銀行<br>第10回新株予約権 | 別紙2-⑩-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第10回新株予約権 | 別紙2-⑩-2記載 |

- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑨までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

| 第1欄 |                      |           | 第2欄                             |           |
|-----|----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
|     | 名称                   | 内容        | 名称                              | 内容        |
| ①   | 株式会社中京銀行<br>第1回新株予約権 | 別紙3-①-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第11回新株予約権 | 別紙3-①-2記載 |
| ②   | 株式会社中京銀行<br>第2回新株予約権 | 別紙3-②-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第12回新株予約権 | 別紙3-②-2記載 |
| ③   | 株式会社中京銀行<br>第3回新株予約権 | 別紙3-③-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第13回新株予約権 | 別紙3-③-2記載 |
| ④   | 株式会社中京銀行<br>第4回新株予約権 | 別紙3-④-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第14回新株予約権 | 別紙3-④-2記載 |
| ⑤   | 株式会社中京銀行<br>第5回新株予約権 | 別紙3-⑤-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第15回新株予約権 | 別紙3-⑤-2記載 |
| ⑥   | 株式会社中京銀行<br>第6回新株予約権 | 別紙3-⑥-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第16回新株予約権 | 別紙3-⑥-2記載 |
| ⑦   | 株式会社中京銀行<br>第7回新株予約権 | 別紙3-⑦-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第17回新株予約権 | 別紙3-⑦-2記載 |
| ⑧   | 株式会社中京銀行<br>第8回新株予約権 | 別紙3-⑧-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第18回新株予約権 | 別紙3-⑧-2記載 |
| ⑨   | 株式会社中京銀行<br>第9回新株予約権 | 別紙3-⑨-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第19回新株予約権 | 別紙3-⑨-2記載 |

## 2. 新株予約権の割当て

- (1) 新会社は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する前項第(1)号の表①から⑩までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際し、基準時における乙の新株予約権者に対し、その所有する前項第(2)号の表の①から⑨までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

## 第7条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2022年10月3日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2022年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2022年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）のプライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）のプレミアム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場及び名古屋証券取引所のプレミアム市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要の手続を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり220円を限度として、②2022年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり150円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、①2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり35円を限度として、②2022年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり141円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

#### 第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

## 第12条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

## 第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17第1項に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

## 第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

## 第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月11日

甲：愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号  
株式会社 愛知銀行  
取締役頭取 伊藤 行記 印

乙：愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号  
株式会社 中京銀行  
取締役頭取 小林 秀夫 印

# 株式会社あいちフィナンシャルグループ 定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社あいちフィナンシャルグループと称する。英文では、Aichi Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
- (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
- (3) 前 2 号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。



(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

## 第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、本店所在地およびその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、20名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、10名以内とする。

#### （取締役の選任）

第22条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### （取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

#### （代表取締役および役付取締役）

第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### （取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### （取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

#### （取締役会の決議の方法）

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### （取締役会の決議の省略）

第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第29条 当会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）

第39条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

（事業年度）

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（期末配当金）

第44条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第46条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第43条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2023年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額260百万円以内とする。

2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額90百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

### 3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両行のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当であると判断いたしました。

ア 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

| 会社名    | 当行 | 愛知銀行 |
|--------|----|------|
| 株式移転比率 | 1  | 3.33 |

### (注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、愛知銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。上記の株式移転比率は、第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、2022年5月11日に当行が「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成並びに剰余金の配当（特別配当）について」において公表した一般株主の皆様への株主還元策である当行株式1株あたり141円（源泉徴収税額控除前、以下同じとします。）の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）等の要因を総合的に勘案した上で決定されたものです。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

### (注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：49,094,859株

上記は、当行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）及び愛知銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（10,943,240株）を前提として算出しております。但し、当行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、当行の2022年3月31日時点における自己株式数（5,150株）及び当行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株ならびに愛知銀行の2022年3月31日時点における自己株式数（176,172株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、当行又は愛知銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。



## (2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

### ア 割当ての内容の根拠及び理由

両行は、2021年12月10日付で経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式移転の効力発生日を2022年10月3日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

当行は、下記エ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から2022年5月10日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記3.（1）ア「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、愛知銀行は、下記エ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、愛知銀行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から2022年5月10日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記3.（1）ア「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、本特別配当等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両行は、最終的に上記3.（1）ア「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるという判断に至り、2022年5月11日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

### イ 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称及び両行との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券及び愛知銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は、いずれも当行及び愛知銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## ② 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村證券を第三者算定機関として選定し、愛知銀行はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、両行の株式移転比率について、本自己株公開買付け及び本特別配当の影響を勘案した上で、両行がそれぞれ東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。各評価手法における当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、愛知銀行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定結果は、以下のとおりです。

|   | 採用手法    | 株式移転比率の算定結果 |
|---|---------|-------------|
| 1 | 市場株価平均法 | 2.64～3.34   |
| 2 | 類似会社比較法 | 3.63～7.06   |
| 3 | DDM法    | 3.10～3.67   |

なお、市場株価平均法においては、基本合意書の締結に関する観測報道がなされた日である2021年12月2日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、両行の東京証券取引所プライム市場における基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、ならびに2022年5月10日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、両行の東京証券取引所プライム市場における基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両行から提供された一切の情報 が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2022年5月10日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

野村證券がDDM法の評価の基礎とした両行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、本自己株公開買付け及び本特別配当の影響を勘案した上で、両行が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属するキャッシュフローを資本コストで現在価値に割引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、愛知銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

|   | 採用手法    | 株式移転比率の算定レンジ |
|---|---------|--------------|
| 1 | 市場株価基準法 | 2.80～2.89    |
| 2 | 類似企業比較法 | 2.55～3.72    |
| 3 | DDM法    | 2.72～4.65    |

なお、市場株価基準法では、2022年5月10日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、これらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、2022年5月10日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

#### ウ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に新規上場申請を行う予定です。上場日は、2022年10月3日を予定しております。

また、両行は、本株式移転により共同持株会社の子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2022年9月29日にそれぞれ東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両行の上場廃止日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

## エ 公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

### ① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3. (2) ア「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として愛知銀行と交渉・協議を行い、上記3. (1) ア「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2022年5月11日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行は野村證券から2022年5月10日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

### ② 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、愛知銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

### ① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

愛知銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3. (2) ア「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。愛知銀行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記3. (1) ア「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2022年5月11日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、愛知銀行はみずほ証券から2022年5月10日付にて、本株式移転における株式移転比率は、愛知銀行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。みずほ証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別添をご参照ください。

### ② 独立した法律事務所からの助言

愛知銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、愛知銀行の意思決定の方法、過程その他の本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

オ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当行と愛知銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、両行は、特別な措置は講じておりません。

### (3) 共同持株会社の資本金及び準備金等に関する事項

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ① 資本金の額 20,000,000,000円
- ② 資本準備金の額 5,000,000,000円
- ③ 利益準備金の額 0円

これら資本金及び準備金の額は、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、両行が協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

別添：みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

みずほ証券は、2022年5月10日に愛知銀行及び中京銀行で合意された株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）が、愛知銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、「本書」といいます。）を出状しておりますが、その出状にあたっては、以下の点を前提条件としております。

みずほ証券は、本書における意見表明にあたり、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が各行と協議した財務その他の情報で本書における分析の実質的な根拠となった情報（以下、「本件情報」といいます。）の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。みずほ証券は、本件情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する義務を負いません。従って、本書で表明される結論は、本件情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本書交付時点以降に発生した事実や状況（本書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含む。）があった場合には、異なる可能性があります。なお、みずほ証券は愛知銀行の経営陣が、各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が愛知銀行と協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。

みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各行の事業計画を含みます。）については、各行及び各行の関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各行の経営陣によって合理的に準備、作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠し、本書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。なお、本株式移転による両行のシナジー効果については、みずほ証券は本書の交付時点において意見表明に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識しておらず、本書における検討ではこれを盛り込んでおりません。



本書作成にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、各行から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各行の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、愛知銀行の同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、評価結果が異なる可能性があります。

本株式移転は、日本の法人税法上、両行につき課税されない取引であること、及び本株式移転に関するその他の課税関係が本株式移転比率に影響を及ぼさないことを前提としています。また、みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本株式移転が適時に完了すること、並びに両行又は本株式移転で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本株式移転の完了に必要なすべての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問わない。）を得ることができること、また、かかる同意及び承認の内容が本株式移転比率に影響を及ぼさないこと、各行に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、各行から開示を受けたものを除き、それが各行の今後の業績に与える影響が存在しないか、又は今後も発生しないことを前提としています。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両行の外部専門家が行った評価に依拠しております。

また、みずほ証券は、各行又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含む。）又は引当につき独自に評価・査定を行っておらず、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各行又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、倒産、破産等に関する法律に基づいて各行又はその関係会社の株主資本又は支払能力についての評価を行っておりません。尚、中京銀行が本株式移転に先立ち実施する予定の自社株公開買付けについては、本株式移転の実行時点においてこれが実行されることを前提として、又中京銀行が2022年9月30日を基準日として実施する予定の特別配当が予定通り実行されることを前提として価値算定を行っております。

各行並びにその関係会社のいずれも、本株式移転比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本株式移転の実行により、将来、各行又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。みずほ証券は、本件情報において開示を受けたものを除き、各行及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないこと、並びに各行の事業に関する現在の保険加入額が事業運営上十分であることを前提としています。

本書は、本書の日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。なお、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報若しくはかかる情報に潜在的に含まれている事実についても、本書の日付現在においてかかる情報・事実が各行の株式価値に及ぼす影響が必ずしも明らかではないものについては、みずほ証券は検討の対象としていません。また、現在及び将来において、各行が現在想定している事業・財務等の見通しに著しく影響を与える可能性のある技術革新、その他の事象は存在しないことを前提として

います。従って、本書の日付以降に本書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合、又は前記のような潜在的な事実が判明したことによる株式価値への影響が明らかになった場合等において、みずほ証券の意見が影響を受ける可能性があります。みずほ証券は本書を変更、更新、補足又は再確認する責任を一切負いません。

みずほ証券は、本株式移転に関連し愛知銀行のフィナンシャル・アドバイザーとして、そのサービスの対価である手数料（本株式移転の完了を条件とする成功報酬を含みます。）を愛知銀行から受領する予定です。みずほ証券及びその関係会社には、過去に愛知銀行並びに愛知銀行の関係会社に対してフィナンシャル・アドバイス、資金調達等に関するサービスを提供し、その対価として手数料を受取っているものがあります。愛知銀行は、本書の提出に関連するものを含め、みずほ証券の関与によりみずほ証券に生じる一定の債務について、みずほ証券に対し補償することに合意しています。さらに、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、両行のいずれか又はその関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、並びに両行のいずれか若しくはその関係会社又はこれらの会社の発行する各種の金融商品に係るデリバティブ取引を行う可能性があります。また、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して両行のいずれか又はその関係会社と融資その他の取引関係を有し、かかる行為について対価を受領する可能性があります。

みずほ証券は、本株式移転を進め、又はこれを実行することの前提となる愛知銀行の経営上の意思決定に関し意見を提出することは要請されておらず、みずほ証券の意見はいかなる面においてもかかる事項を対象としていません。本株式移転比率は、両行間の交渉を経て決定され、愛知銀行の取締役会により承認されるものであり、みずほ証券の意見は、愛知銀行が本株式移転を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎません。したがって、愛知銀行の取締役会の本株式移転又は本株式移転比率についての見解を決定付ける要因と捉えることはできません。また、みずほ証券は、本株式移転以外の取引又は本株式移転と他の取引との優劣に関し意見を提出することを依頼されておらず、本書においてかかる意見を表明しておりません。みずほ証券は、愛知銀行又は愛知銀行取締役会に対し、本株式移転に関連して第三者による関心を募るよう勧誘する義務を負っておらず、かつかかる勧誘を行っておりません。

みずほ証券の意見は、本株式移転比率が本書の日付現在の愛知銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否かに限定されており、愛知銀行の他の種類の証券保有者、債権者その他の関係者にとっての本株式移転比率の妥当性について意見を表明するものではありません。また、愛知銀行普通株主が本株式移転に関し、議決権行使その他の行為をいかに行うべきかについて意見を表明するものではありません。みずほ証券は、本株式移転の形態、ストラクチャー等を含む本株式移転の諸条件（本株式移転比率を除きます。）について意見を表明しておらず、また、両行のいずれかの取締役、執行役員若しくは従業員又はそれらに相当する者に対する、本株式移転に関連する報酬の額若しくはその性質、又はかかる報酬の妥当性に関する意見も表明しておりません。



4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑨までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ交付いたします。これらの事項につきましては、本株式移転後も、当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の内容と、第2欄に掲げる共同持株会社の各新株予約権の内容とが実質的に同等となるように定められたものであり、相当であると判断しております。なお、当行は、新株予約権付社債を発行していません。

| 第 1 欄 |                        |            | 第 2 欄                           |            |
|-------|------------------------|------------|---------------------------------|------------|
|       | 名称                     | 内容         | 名称                              | 内容         |
| ①     | 株式会社中京銀行<br>第 1 回新株予約権 | 別紙3-①-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第11回新株予約権 | 別紙3-①-2 記載 |
| ②     | 株式会社中京銀行<br>第 2 回新株予約権 | 別紙3-②-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第12回新株予約権 | 別紙3-②-2 記載 |
| ③     | 株式会社中京銀行<br>第 3 回新株予約権 | 別紙3-③-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第13回新株予約権 | 別紙3-③-2 記載 |
| ④     | 株式会社中京銀行<br>第 4 回新株予約権 | 別紙3-④-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第14回新株予約権 | 別紙3-④-2 記載 |
| ⑤     | 株式会社中京銀行<br>第 5 回新株予約権 | 別紙3-⑤-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第15回新株予約権 | 別紙3-⑤-2 記載 |
| ⑥     | 株式会社中京銀行<br>第 6 回新株予約権 | 別紙3-⑥-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第16回新株予約権 | 別紙3-⑥-2 記載 |
| ⑦     | 株式会社中京銀行<br>第 7 回新株予約権 | 別紙3-⑦-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第17回新株予約権 | 別紙3-⑦-2 記載 |
| ⑧     | 株式会社中京銀行<br>第 8 回新株予約権 | 別紙3-⑧-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第18回新株予約権 | 別紙3-⑧-2 記載 |
| ⑨     | 株式会社中京銀行<br>第 9 回新株予約権 | 別紙3-⑨-1 記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第19回新株予約権 | 別紙3-⑨-2 記載 |

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑩までの第1欄に掲げる愛知銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権の内容や株式移転比率を踏まえ、それぞれの所有する愛知銀行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新共同持株会社の新株予約権をそれぞれ交付いたします。これらの事項につきましては、本株式移転後も、愛知銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、第1欄に掲げる愛知銀行が発行している各新株予約権の内容と、第2欄に掲げる共同持株会社の各新株予約権の内容とが実質的に同等となるように定められたものであり、相当であると判断しております。なお、愛知銀行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

| 第1欄 |                       |           | 第2欄                             |           |
|-----|-----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
|     | 名称                    | 内容        | 名称                              | 内容        |
| ①   | 株式会社愛知銀行<br>第1回新株予約権  | 別紙2-①-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第1回新株予約権  | 別紙2-①-2記載 |
| ②   | 株式会社愛知銀行<br>第2回新株予約権  | 別紙2-②-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第2回新株予約権  | 別紙2-②-2記載 |
| ③   | 株式会社愛知銀行<br>第3回新株予約権  | 別紙2-③-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第3回新株予約権  | 別紙2-③-2記載 |
| ④   | 株式会社愛知銀行<br>第4回新株予約権  | 別紙2-④-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第4回新株予約権  | 別紙2-④-2記載 |
| ⑤   | 株式会社愛知銀行<br>第5回新株予約権  | 別紙2-⑤-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第5回新株予約権  | 別紙2-⑤-2記載 |
| ⑥   | 株式会社愛知銀行<br>第6回新株予約権  | 別紙2-⑥-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第6回新株予約権  | 別紙2-⑥-2記載 |
| ⑦   | 株式会社愛知銀行<br>第7回新株予約権  | 別紙2-⑦-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第7回新株予約権  | 別紙2-⑦-2記載 |
| ⑧   | 株式会社愛知銀行<br>第8回新株予約権  | 別紙2-⑧-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第8回新株予約権  | 別紙2-⑧-2記載 |
| ⑨   | 株式会社愛知銀行<br>第9回新株予約権  | 別紙2-⑨-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第9回新株予約権  | 別紙2-⑨-2記載 |
| ⑩   | 株式会社愛知銀行<br>第10回新株予約権 | 別紙2-⑩-1記載 | 株式会社あいちフィナンシャルグループ<br>第10回新株予約権 | 別紙2-⑩-2記載 |

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式移転計画書(写)の別紙を示し、「第116期定時株主総会株主総会参考書類<別冊>(32頁～163頁)」に記載しております。

## 5. 愛知銀行に関する事項

### (1) 最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に係る計算書類等の内容

「第116期定時株主総会 株主総会参考書類＜別冊＞（1頁～31頁）」に記載のとおりであります。なお、愛知銀行の次の事項に係る情報につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chukyo-bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会参考書類には記載していません。

- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

### (2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

## 6. 当行において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

### ア 自己株公開買付け

当行は、三菱UFJ銀行との間で本自社株公開買付応募契約書を、三菱UFJ銀行と、当行、愛知銀行及び共同持株会社との良好な協業関係を引き続き維持することを前提に締結し、当行は、本自社株公開買付応募契約書の定めに従い、本自己株公開買付けを実施し、三菱UFJ銀行はその保有する当行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付けに応募することを合意しております。本自己株公開買付けに係る条件の概要は下表に記載のとおりですが、本自己株公開買付けの詳細、本自己株公開買付けに係る当行の意思決定の過程、ならびに当行が本自己株公開買付けの公正性を担保するために実施した措置については、当行が2022年5月11日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。

|   |          |                                                                                           |
|---|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 公開買付者    | 当行                                                                                        |
| 2 | 対象となる株券等 | 当行株式                                                                                      |
| 3 | 公開買付価格   | 当行株式1株につき、1,195円                                                                          |
| 4 | 公開買付期間   | 2022年7月1日から2022年8月1日までの21営業日（又は当行が法令等に基づき当該期間を延長したときは、当該延長後の期間）                           |
| 5 | 買付予定数の下限 | 無し                                                                                        |
| 6 | 買付予定数の上限 | 8,534,385株                                                                                |
| 7 | 撤回事由     | 当行が金融商品取引法第27条の22の2第2項により準用される同法第27条の11第1項その他適用のある法令等の範囲内で本自己株公開買付けに係る公開買付届出書に記載するところによる。 |

# イ 剰余金の配当

第2号議案「株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件」及び第3号議案「剰余金の配当の件」が原案通り承認可決されること、本株式移転が中止されておらず、2022年10月3日付で本株式移転が行われることが確実であると合理的に見込まれることを条件として、2022年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された当行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して普通株式1株あたり141円の本特別配当を実施いたします。詳細は第3号議案「剰余金の配当の件」をご参照ください。

7. 株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項  
共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                  | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| いとう ゆきのり<br>伊藤 行記<br>(1958年1月1日)                                                                                                                                                                                                                                 | 1980年4月 愛知銀行入行<br>2010年6月 同行事務統括部長<br>2013年6月 同行取締役に就任、業務監査部長<br>2015年6月 同行取締役証券外国部長<br>2017年6月 同行常務取締役に就任<br>2019年6月 同行取締役頭取に就任<br>2020年10月 同行取締役頭取、監査部担当<br>現在に至る | (1) 一株<br>(2) 1,700株<br>(3) 5,661株                            |
| 【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】<br>同氏は、愛知銀行の大規模店の支店長、事務統括部長を経て、取締役業務監査部長、取締役証券外国部長を歴任し、常務取締役に就任後はコンプライアンス・リスク統括部、事務統括部、総合企画部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当、2019年より頭取に就任しております。<br>幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                     |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                   | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| こばやし ひでお<br>小林 秀夫<br>(1961年4月14日)                                                                                                                                                                                                                                                    | 1984年 4 月 中京銀行入行<br>2015年 6 月 同行執行役員名古屋営業第三本部長<br>2017年 6 月 同行取締役執行役員に就任、営業<br>統括部長、営業統括部、個人営業部担当<br>2019年 5 月 同行取締役執行役員、営業統括部、<br>個人営業部担当<br>2019年 6 月 同行取締役常務執行役員に就任、<br>総合企画部、資金部、経営企画室、<br>東京事務所担当<br>2021年 4 月 同行取締役頭取に就任<br>2021年 6 月 同行取締役頭取、内部監査部担当<br>現在に至る | (1) 2,600株<br>(2) ー株<br>(3) 2,600株                            |
| <p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</p> <p>同氏は、中京銀行の大規模店の支店長を経験後、執行役員名古屋営業第三本部長、取締役執行役員営業統括部長、営業統括部・個人営業部担当役員等を歴任し、取締役常務執行役員就任後は、総合企画部・資金部の担当役員を務め、2021年より取締役頭取に就任しております。</p> <p>営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                          | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| くらとみ のぶひこ<br>藏富 宣彦<br>(1959年2月15日)                                                                                                                                                                                                                                                 | 1981年 4 月 愛知銀行入行<br>2014年 6 月 同行コンプライアンス統括部長<br>2016年 6 月 同行取締役に就任、コンプライアンス・リスク統括部長<br>2017年 6 月 同行取締役監査部長<br>2019年 6 月 同行常務取締役に就任<br>2021年 6 月 同行専務取締役に就任、総合企画部担当<br>現在に至る | (1) 一株<br>(2) 900株<br>(3) 2,997株                              |
| <b>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</b><br>同氏は、愛知銀行の営業店、審査部、コンプライアンス統括部長を経て、取締役コンプライアンス・リスク統括部長、取締役監査部長を歴任し、常務取締役に就任後は総合企画部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当、2021年より専務取締役に就任、現在は総合企画部の業務分掌を担当しております。<br>幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                             |                                                               |
| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                          | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
| まつ の ひろやす<br>松野 裕泰<br>(1958年7月24日)                                                                                                                                                                                                                                                 | 1982年 4 月 愛知銀行入行<br>2013年 6 月 同行個人部長<br>2015年 6 月 同行取締役に就任、本店営業部長<br>2017年 6 月 同行取締役審査部長<br>2019年 6 月 同行常務取締役に就任<br>2021年 6 月 同行常務取締役、審査部、証券外国部、東京事務所担当<br>現在に至る            | (1) 一株<br>(2) 1,900株<br>(3) 6,327株                            |
| <b>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</b><br>同氏は、愛知銀行の大規模店の支店長、個人部長を経て、取締役本店営業部長、取締役審査部長を歴任し、2019年より常務取締役に就任、現在は審査部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当しております。<br>主に営業部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。                                       |                                                                                                                                                                             |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                     | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <p>よしかわ ひろあき<br/>吉川 浩明<br/>(1961年10月5日)</p>                                                                                                                                                                                                        | <p>1985年 4 月 愛知銀行入行<br/>2010年 1 月 同行藤が丘支店長<br/>2012年 6 月 同行大阪支店長<br/>2013年 6 月 同行総合企画部副部長<br/>2015年 6 月 同行経営管理部長<br/>2017年 6 月 同行執行役員総合企画部長<br/>2019年 6 月 同行執行役員事務統括部長<br/>2020年 6 月 同行取締役就任、総務部、事務統括部担当<br/>現在に至る</p> | <p>(1) ー株<br/>(2) 1,300株<br/>(3) 4,329株</p>                   |
| <p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</p> <p>同氏は、愛知銀行の支店長を経験後、総合企画部副部長、経営管理部長、執行役員総合企画部長、執行役員事務統括部長を経て、取締役に就任後は総務部、事務統括部の業務分掌を担当しております。</p> <p>主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                        |                                                               |





| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                     | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| すずき のりまさ<br>鈴木 規正<br>(1963年12月30日)                                                                                                                                                                                                                              | 1986年 4 月 愛知銀行入行<br>2013年 6 月 同行大曽根支店長<br>2015年 6 月 同行東郊通支店長<br>2017年 6 月 同行経営管理部長<br>2018年 6 月 同行執行役員経営管理部長<br>2020年 6 月 同行執行役員コンプライアンス・リスク統括部長<br>2021年 6 月 同行取締役役に就任、コンプライアンス・リスク統括部、人事部担当<br>現在に至る | (1) 一株<br>(2) 1,000株<br>(3) 3,330株                            |
| <p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</p> <p>同氏は、愛知銀行の大規模店の支店長を経験後、経営管理部長、執行役員経営管理部長、執行役員コンプライアンス・リスク統括部長を経て取締役就任後はコンプライアンス・リスク統括部、人事部の業務分掌を担当しております。</p> <p>営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                        |                                                               |
| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                     | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
| いとう けんじ<br>伊藤 謙二<br>(1964年10月16日)                                                                                                                                                                                                                               | 1987年 4 月 愛知銀行入行<br>2015年 6 月 同行経営管理部副部長<br>2016年 6 月 同行証券外国部副部長<br>2017年 6 月 同行証券外国部長<br>2018年 6 月 同行執行役員証券外国部長<br>2019年 6 月 同行執行役員総合企画部長<br>現在に至る                                                    | (1) 一株<br>(2) 1,400株<br>(3) 4,662株                            |
| <p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</p> <p>同氏は、愛知銀行の営業店、経営管理部を経験後、証券外国部長、執行役員証券外国部長を経て、現在は執行役員総合企画部長であります。</p> <p>主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。</p>                                          |                                                                                                                                                                                                        |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                  | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| せ ばやし ひさし<br>瀬 林 寿志<br>(1967年8月20日)                                                                                                                                                                 | 1986年 4 月 中京銀行入行<br>2017年 5 月 同行総合企画部長<br>2018年 4 月 同行大曽根支店長<br>2018年10月 同行大曽根支店長兼営業統括部主席<br>推進役<br>2021年 1 月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼<br>営業統括部主席推進役<br>2021年 4 月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼<br>営業推進部営業店支援グループ主席<br>推進役<br>2021年11月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長<br>2021年12月 同行執行役員総合企画部長<br>現在に至る | (1) 3,208株<br>(2) ー株<br>(3) 3,208株                            |
| 【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】<br>同氏は、中京銀行の営業店、総合企画部次長、総合企画部長、大曽根支店長等を歴任し、現在は、執行役員総合企画部長に就任しております。営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                               |

(注) 1. 所有する両行の株式の数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。

- 各候補者と両行との間には特別利害関係はなく、共同持株会社の間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
- 共同持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、各取締役候補者が、取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。

当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- 被保険者が共同持株会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償する。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行や適正性が損なわれないように措置を講じる。
- 保険料は全額共同持株会社負担とする。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項  
共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                        | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| かとう まさひろ<br>加藤 政宏<br>(1961年12月18日)                                                                                                                                                                         | 1985年 4 月 愛知銀行入行<br>2007年10月 同行赤池支店長<br>2010年 1 月 同行当知支店長<br>2012年10月 同行金山支店長<br>2014年 6 月 同行経営管理部副部長<br>2020年 6 月 同行取締役監査等委員に就任<br>現在に至る | (1) - 株<br>(2) 1,300株<br>(3) 4,329株                           |
| <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、愛知銀行の3か店の支店長を歴任し、経営管理部副部長を経て、2020年より監査等委員である取締役に就任しております。</p> <p>営業現場の経験を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                           |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">え も と や す と し<br/>江本 泰敏</p> <p>(1955年1月28日)</p>                                                                                                                                                                                     | <p>1990年 4 月 最高裁判所司法研修所入所<br/>1992年 3 月 最高裁判所司法研修所退所<br/>1992年 4 月 弁護士登録<br/>1992年 4 月 不二法律事務所入所<br/>1997年 3 月 不二法律事務所退所<br/>1997年 4 月 江本法律事務所開業<br/>2007年10月 名古屋家庭裁判所家事調停官<br/>                    (非常勤裁判官) に就任<br/>2009年 9 月 名古屋家庭裁判所家事調停官<br/>                    (非常勤裁判官) を退任<br/>2016年 4 月 愛知県弁護士会監事に就任<br/>2017年 3 月 愛知県弁護士会監事を退任<br/>2018年 6 月 愛知銀行取締役監査等委員に就任<br/>                    現在に至る<br/><br/>(重要な兼職の状況)<br/>江本法律事務所所長</p> | <p>(1) 一株<br/>(2) 300株<br/>(3) 999株</p>                       |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>同氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しており、監査等委員である社外取締役として経営に対する助言・監督等に活かしていただけることを期待しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| しばた ゆうき<br>柴田 雄己<br>(1950年1月11日)                                                                                                                                                                                                                                                         | 1973年 4 月 名古屋鉄道株式会社入社<br>2000年 6 月 同社東京支社長<br>2004年 6 月 同社取締役関連事業部部长<br>2005年 7 月 同社取締役鉄道事業本部副本部長兼<br>企画管理部長<br>2006年 7 月 同社取締役経営企画部長<br>2007年 6 月 同社常務取締役<br>2009年 6 月 同社専務取締役<br>2010年 6 月 同社専務取締役鉄道事業本部長<br>2011年 6 月 同社代表取締役副社長<br>2012年 6 月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長<br>2013年 6 月 同社代表取締役社長<br>2016年 6 月 同社相談役<br>2019年 6 月 中京銀行社外取締役に就任<br>現在に至る | (1) 一株<br>(2) 一株<br>(3) 一株                                    |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社代表取締役社長等の要職を歴任され、現在は、中京銀行の社外取締役として実践的な視点から取締役会の議案、審議について、的確な助言、提言を行っていただいております。同氏の会社経営の豊富な経験と高い見識に基づく助言、提言をいただけることを期待しております。</p> <p>上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                               |

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <div data-bbox="216 359 362 397">むらた ちえこ<br/>村田 知英子</div> <div data-bbox="189 420 390 450">(1959年 9月16日)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <div data-bbox="412 193 967 609"> 1982年 4 月 名古屋国税局採用<br/> 2015年 7 月 大垣税務署 署長<br/> 2016年 7 月 名古屋国税局 調査部 調査開発課長<br/> 2017年 7 月 同 総務部 会計課長<br/> 2018年 7 月 同 総務部 次長<br/> 2019年 7 月 名古屋中税務署 署長<br/> 2020年 7 月 退職<br/> 2020年 8 月 税理士登録、村田知英子税理士事務所<br/> 開業<br/> 現在に至る<br/> (重要な兼職の状況)<br/> 村田知英子税理士事務所 所長 </div> | <div data-bbox="1120 337 1233 435">(1) 一株<br/>(2) 一株<br/>(3) 一株</div> |
| <div data-bbox="201 624 1035 654">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</div> <div data-bbox="185 662 1366 790"> 同氏は、名古屋国税局採用後、国税局の要職、税務署長などを歴任し、豊富な税務や会計知識を有しております。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験がありませんが、現役の税理士であり、社外取締役として、銀行の税務および会計処理方法についての意見やアドバイスを頂くと共に、財務の正確性や透明性確保に貢献していただけることを期待しております。 </div> <div data-bbox="185 805 1366 867"> 上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。 </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                       |



| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1) 所有する当行の株式の数<br>(2) 所有する愛知銀行の株式の数<br>(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| くりもと よしこ<br>栗本 幸子<br>(1948年5月13日)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1971年4月 愛知県庁入庁<br>2004年4月 愛知県監査委員事務局長<br>2007年4月 愛知県愛知芸術文化センター長<br>2009年4月 公益財団法人あいち男女共同参画財団<br>理事長<br>2011年4月 公益財団法人愛知県国際交流協会評議員<br>2012年4月 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事<br>2016年4月 愛知県行政不服審査会委員<br>2020年6月 中京銀行社外監査役に就任<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人愛知県国際交流協会評議員<br>社会福祉法人愛知県厚生事業団理事 | (1) 一株<br>(2) 一株<br>(3) 一株                                    |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、長年に亘り愛知県の行政に携わり、現在は中京銀行の社外監査役として、その経験、見識を活かした大変有意義なアドバイスをいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験がありませんが、共同持株会社取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけることを期待しております。</p> <p>上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                               |



3. 江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となる予定であります。
4. 新たに設立する共同持株会社は、監査等委員が期待される役割を十分に発揮できるよう、加藤政宏氏、江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 新たに設立する共同持株会社は、江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
6. 共同持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、各取締役候補者が、取締役を選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定です。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
  - ・被保険者が共同持株会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行や適正性が損なわれないように措置を講じる。
  - ・保険料は全額共同持株会社負担とする。
7. 江本泰敏氏は、現在愛知銀行の社外取締役（監査等委員）に就任しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。また、村田知英子氏は、2022年6月24日に開催予定の愛知銀行の定時株主総会において愛知銀行の社外取締役（監査等委員）候補者とされておりますが、当該定時株主総会において同氏が愛知銀行の社外取締役（監査等委員）として選任され、かつ、本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本議案により取締役（監査等委員）に選任され、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
8. 柴田雄己氏は、現在中京銀行の社外取締役に就任しておりますが、2022年6月24日に開催予定の中京銀行の定時株主総会において中京銀行の社外取締役に選任され、かつ、本議案が原案どおり承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、中京銀行の取締役に辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。また、栗本幸子氏は、現在中京銀行の社外監査役に就任しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、中京銀行の監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項  
共同持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

2022年3月31日現在

|            |                                                                                                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称         | 有限責任 あずさ監査法人                                                                                                                                           |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都新宿区津久戸町1番2号                                                                                                                                         |
| 沿革         | 1985年 7月 監査法人朝日親和会計社設立<br>1993年10月 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする<br>2004年 1月 あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする<br>2010年 7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」<br>とする |
| 監査関与会社数    | 3,660社                                                                                                                                                 |
| 資本金        | 3,000百万円                                                                                                                                               |
| 構成人員       | 公認会計士 2,970名（代表社員30名、社員500名）<br>会計士試験合格者等 1,172名<br>監査補助職員 1,190名（特定社員35名、うち代表社員2名）<br>その他職員 724名<br>合計 6,056名                                         |

（注）当行の監査役会及び愛知銀行の監査等委員会は、有限責任 あずさ監査法人の長年にわたる会計監査の実績、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、共同持株会社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

### 第3号議案 剰余金の配当の件

両行は、本経営統合契約書において、当行が、当行の株主総会において本株式移転計画及び本特別配当の実施に係る承認が得られていること、本株式移転が中止されておらず、2022年10月3日付で本株式移転の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを停止条件として、2022年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された当行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して普通株式1株あたり141円の本特別配当を行うことを合意しております。

本議案は、上記の剰余金の配当（本特別配当）の実施についてご承認を賜りたく、本株主総会において第2号議案「株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件」が承認されることを条件として、これを上程させていただくのであります。なお、本議案に係る剰余金の配当（本特別配当）は、本株式移転が中止されておらず、2022年10月3日付で本株式移転の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを停止条件として効力が生じるものといたします。

なお、本特別配当の基準日は2022年9月30日とし、基準日設定に関する公告日については、今後開催する当行の取締役会において決定されます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき141円

総額1,866,913,743円

（注）配当金の総額は、1株当たり配当金に、当行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）から、同日現在の自己株式数（5,150株）及び当行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式の数（8,534,385株）を控除した株式数（13,240,523株）を乗じた金額を記載しております。なお、本自己株公開買付けの結果や、当行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、配当金の総額が変動することがありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、上記基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

未定

（注）本特別配当の効力発生日については、今後開催する当行の取締役会において決定されます。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める人事委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名  |      |      |     |                  | 現在の当行における地位                                      |
|-------|-----|------|------|-----|------------------|--------------------------------------------------|
| 1     | とく徳 | おか岡  | しげ重  | のぶ信 | 再任               | 取締役会長                                            |
| 2     | こ小  | ばやし林 | ひで秀  | お夫  | 再任               | 取締役頭取<br>内部監査部担当                                 |
| 3     | こ小  | じま島  | のり教  | あき彰 | 再任               | 取締役専務執行役員<br>総合企画部、資金部、営業推進部、営業企画部、経営企画室、東京事務所担当 |
| 4     | わか若 | お尾   | とし俊  | ゆき之 | 再任               | 取締役常務執行役員<br>融資統括部、人事部担当                         |
| 5     | かわ川 | い井   | ひろ博  | し史  | 再任               | 取締役執行役員<br>事務統括部、リスク統括部担当                        |
| 6     | ひら平 | つか塚  | じゅん順 | こ子  | 再任               | 取締役執行役員営業企画部長                                    |
| 7     | しば柴 | た田   | ゆう雄  | き己  | 再任<br>社外<br>独立役員 | 取締役                                              |
| 8     | の野  | ぐち口  | ひろ裕  | ゆき幸 | 再任<br>社外<br>独立役員 | 取締役                                              |

候補者番号

1

とく におか しげ のぶ  
徳 岡 重 信

1955年9月17日生 / 所有する当行の株式数 2,100株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月 株式会社東海銀行入行  
1999年 5 月 株式会社東海銀行企画部長  
2005年 5 月 株式会社UFJ銀行執行役員  
2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員  
2009年 5 月 同行常務執行役員  
2010年 5 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員  
2012年 6 月 同社専務執行役員  
2013年 6 月 大同特殊鋼株式会社常勤監査役  
2017年 6 月 東栄株式会社取締役社長  
2020年 5 月 当行顧問  
2020年 6 月 当行取締役会長  
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2005年株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行常務執行役員、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員、同社専務執行役員を歴任し、大同特殊鋼株式会社常勤監査役、東栄株式会社取締役社長を経て、2020年6月より当行取締役会長を務めております。金融分野にとどまらない豊富な経験から得た幅広い知見と視野を持ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

こ ばやし ひで お  
小 林 秀 夫

1961年4月14日生 / 所有する当行の株式数 2,600株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当行入行  
2004年 5 月 当行弥富支店長  
2006年 1 月 当行岡崎支店長  
2008年 5 月 当行営業統括部営業支援グループ推進役  
2009年 7 月 当行営業統括部営業支援グループ主席推進役  
2010年 7 月 当行八熊支店長  
2012年 5 月 当行浄心支店長  
2013年 5 月 当行東京支店長兼東京事務所長  
2015年 5 月 当行営業統括部部长  
2015年 6 月 当行執行役員名古屋営業第三本部長  
2017年 6 月 当行取締役執行役員営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当  
2019年 5 月 当行取締役執行役員、営業統括部、個人営業部担当  
2019年 6 月 当行取締役常務執行役員、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当  
2021年 4 月 当行取締役頭取  
2021年 6 月 当行取締役頭取、内部監査部担当  
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2015年執行役員名古屋営業第三本部長に就任以来、取締役執行役員営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当役員等を歴任。取締役常務執行役員就任後は、総合企画部・資金部等担当役員として第18次中期経営計画の策定を主導。2021年4月より取締役頭取を務めております。当行中枢各部門において着実に業務を遂行し、経営全般に精通していることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



候補者番号

3

こ じま のり あき  
小 島 教 彰

1958年3月9日生 / 所有する当行の株式数 2,000株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 株式会社東海銀行入行  
2002年2月 株式会社UFJ銀行御園法人営業部長兼支店長  
2006年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行岐阜支社支社長  
2007年6月 同行名古屋営業本部名古屋営業第四部長  
2009年10月 当行営業統括部部長  
2010年6月 当行執行役員営業統括部部長  
2011年6月 当行執行役員営業統括部長  
2012年6月 当行取締役営業統括部長  
2014年6月 当行取締役名古屋営業第一本部長・本店営業部長  
2015年6月 当行取締役常務執行役員名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部、個人営業部担当  
2017年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、経営企画室、東京事務所、リスク統括部担当  
2018年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当  
2019年6月 当行取締役専務執行役員、営業統括部、個人営業部担当  
2021年4月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、資金部、営業推進部、営業企画部、経営企画室、東京事務所担当  
現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2010年当行執行役員営業統括部部長に就任以降、取締役常務執行役員就任に至るまで、本店営業部長や営業統括部担当役員等を歴任。取締役専務執行役員就任後は、総合企画部等をはじめ中枢各部門の担当役員として手腕を発揮し、現在は総合企画部・資金部・営業推進部・営業企画部等担当役員を務めております。長く当行の経営全般に携わってきた経験と実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

わか お とし ゆき  
若 尾 俊 之

1958年1月8日生 / 所有する当行の株式数 2,200株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 当行入行  
2003年10月 当行融資統括部主席調査役  
2005年10月 当行新瑞橋支店長  
2006年10月 当行営業統括部部次長  
2008年10月 当行個人営業部部次長  
2009年7月 当行融資統括部部次長  
2012年5月 当行コンプライアンス統括部長  
2013年5月 当行融資統括部長  
2013年6月 当行執行役員融資統括部長  
2016年6月 当行取締役執行役員、融資統括部担当  
2018年4月 当行取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当  
2018年6月 当行取締役常務執行役員融資統括部長、融資統括部、人事部担当  
2019年5月 当行取締役常務執行役員、融資統括部、人事部担当  
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2013年執行役員融資統括部長に就任以来、取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当役員を歴任し、取締役常務執行役員就任後の融資統括部長、融資統括部・人事部担当役員を経て、現在、融資統括部・人事部担当役員を務めております。融資部門全般における豊富な経験や実績に加え、人事管理や人材育成まで着実に業務を遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

かわ い ひろ し  
川 井 博 史

1961年9月11日生 / 所有する当行の株式数 2,500株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当行入行  
2003年10月 当行師勝支店長  
2005年4月 当行岩倉支店長  
2007年10月 当行桑名支店長  
2010年4月 当行今池支店長  
2012年5月 当行本店営業部部長  
2015年5月 当行名古屋中央支店長  
2016年5月 当行営業統括部部長  
2016年6月 当行執行役員尾張・三河営業本部長  
2018年4月 当行執行役員内部監査部部長  
2018年6月 当行取締役内部監査部長、内部監査部担当  
2021年5月 当行取締役内部監査部担当  
2021年6月 当行取締役執行役員、事務統括部、リスク統括部担当  
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2016年執行役員尾張・三河営業本部長に就任し、執行役員内部監査部部長、取締役内部監査部長、内部監査部担当役員を経て、現在、取締役執行役員事務統括部、リスク統括部担当役員を務めております。内部監査部門において実効性ある監査業務を遂行してきた実績に加え、事務部門の管理全般、リスク統括部門においてはリスク全般を適切に管理してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ひら つか じゅん こ  
平 塚 順 子

1967年9月11日生 / 所有する当行の株式数 500株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 株式会社東海銀行入行  
2007年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行荏原支店長  
2009年5月 同行経堂支店長  
2011年5月 同行岡崎支店長  
2014年4月 同行リテール業務部保険業務戦略室長  
2015年5月 同行プライベートバンキング部長  
2017年5月 同行名古屋営業部長兼名古屋中央支店長  
2019年2月 当行個人営業部部長  
2019年6月 当行取締役執行役員個人営業部長  
2021年4月 当行取締役執行役員営業企画部長  
現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2019年当行取締役執行役員個人営業部長に就任。2021年4月より取締役執行役員営業企画部長を務めております。個人営業部門にとどまらず、営業企画部門全般に至るまで着実に業務を遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

7

しば  
柴た  
田ゆう  
雄き  
己

1950年1月11日生 / 所有する当行の株式数

0株



#### ■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1973年 4 月 名古屋鉄道株式会社入社  
 2000年 6 月 同社東京支社長  
 2004年 6 月 同社取締役関連事業部部長  
 2005年 7 月 同社取締役鉄道事業本部副本部長兼企画管理部長  
 2006年 7 月 同社取締役経営企画部長  
 2007年 6 月 同社常務取締役  
 2009年 6 月 同社専務取締役  
 2010年 6 月 同社専務取締役鉄道事業本部長  
 2011年 6 月 同社代表取締役副社長  
 2012年 6 月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長  
 2013年 6 月 同社代表取締役社長  
 2016年 6 月 同社相談役  
 2019年 6 月 当行取締役  
 現在に至る

#### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2019年当行社外取締役就任。名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社代表取締役社長等の要職を歴任された豊富な経験と高い見識に基づき、実践的な視点から取締役会の議案、審議についての確かな助言、提言を活発に行っていたいております。独立社外取締役として、引き続き、実効性の高い経営監督機能発揮に向け、その役割と責任を果たしていただけることが期待されることから、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

の  
野ぐち  
口ひろ  
裕ゆき  
幸

1958年5月7日生 / 所有する当行の株式数

0株



#### ■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月 株式会社東海銀行入行  
 2003年12月 株式会社UFJ銀行千葉法人営業部長兼千葉支店長  
 2006年 9 月 株式会社三菱東京UFJ銀行新富町支社長  
 2009年 5 月 同行日本橋中央支社長  
 2009年 6 月 同行執行役員日本橋中央支社長  
 2011年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役  
 2015年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員  
 2016年 6 月 日本住宅無尽株式会社取締役社長  
 2021年 6 月 日本住宅無尽株式会社取締役会長  
 新東昭不動産株式会社監査役  
 当行取締役  
 現在に至る  
 （重要な兼職の状況）  
 日本住宅無尽株式会社取締役会長  
 新東昭不動産株式会社監査役

#### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員等を歴任され、現在、日本住宅無尽株式会社取締役会長を務めておられます。金融全般から企業経営に至るまで豊富な経験と高い見識を有されておられることから、独立社外取締役として、実効性の高い経営監督機能発揮に向け、その役割と責任を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柴田雄己、野口裕幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、柴田雄己氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 当行は、野口裕幸氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当行は、社外取締役候補者柴田雄己氏、野口裕幸氏との間で、定款の定めに基づく社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。両氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 柴田雄己氏は、本議案により社外取締役に選任され、かつ、第2号議案「株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決された場合、第2号議案「株式会社愛知銀行との株式移転計画承認の件」に係る本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって当行の社外取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日予定）付で共同持株会社の監査等委員である取締役に就任する予定です。

(ご参考) 取締役および監査役の専門性一覧表（スキル・マトリックス）

以下の一覧表は、本株主総会における取締役選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

|     | 氏名    | 独立 | 経営企画/<br>業務改革 | 営業/<br>マーケティング | 財務会計 | 法務/<br>リスク管理 | ITシステム | 人事労務 |
|-----|-------|----|---------------|----------------|------|--------------|--------|------|
| 取締役 | 徳岡 重信 |    | ○             | ○              | ○    | ○            |        |      |
|     | 小林 秀夫 |    | ○             | ○              | ○    |              | ○      |      |
|     | 小島 教彰 |    | ○             | ○              | ○    | ○            | ○      |      |
|     | 若尾 俊之 |    | ○             |                | ○    | ○            |        | ○    |
|     | 川井 博史 |    |               | ○              | ○    | ○            | ○      |      |
|     | 平塚 順子 |    | ○             | ○              | ○    |              | ○      |      |
|     | 柴田 雄己 | 独立 | ○             | ○              | ○    | ○            |        |      |
| 監査役 | 野口 裕幸 | 独立 | ○             | ○              | ○    | ○            |        |      |
|     | 前田 明宏 |    |               |                | ○    | ○            |        |      |
|     | 木村 和彦 | 独立 | ○             | ○              | ○    | ○            |        |      |
|     | 栗本 幸子 | 独立 |               |                | ○    | ○            |        | ○    |

※上記一覧表は、各取締役・監査役の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

たか はし ひろ こ  
高 橋 裕 子

( 現姓 檀 上 )

1985年7月30日生 / 所有する当行の株式数 0株



### ■略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

2016年12月 三重弁護士会登録  
楠井法律事務所勤務  
2017年 4 月 株式会社三重銀行出向  
2019年 8 月 愛知県弁護士会登録  
春馬・野口法律事務所（現 and LEGAL弁護士法人）勤務（現任）  
2021年 9 月 シンボ株式会社 社外監査役（現任）  
現在に至る

### ■補欠の社外監査役候補者とした理由

高橋裕子氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な見地から、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋裕子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当行は高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、定款の定めに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。

高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.



メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

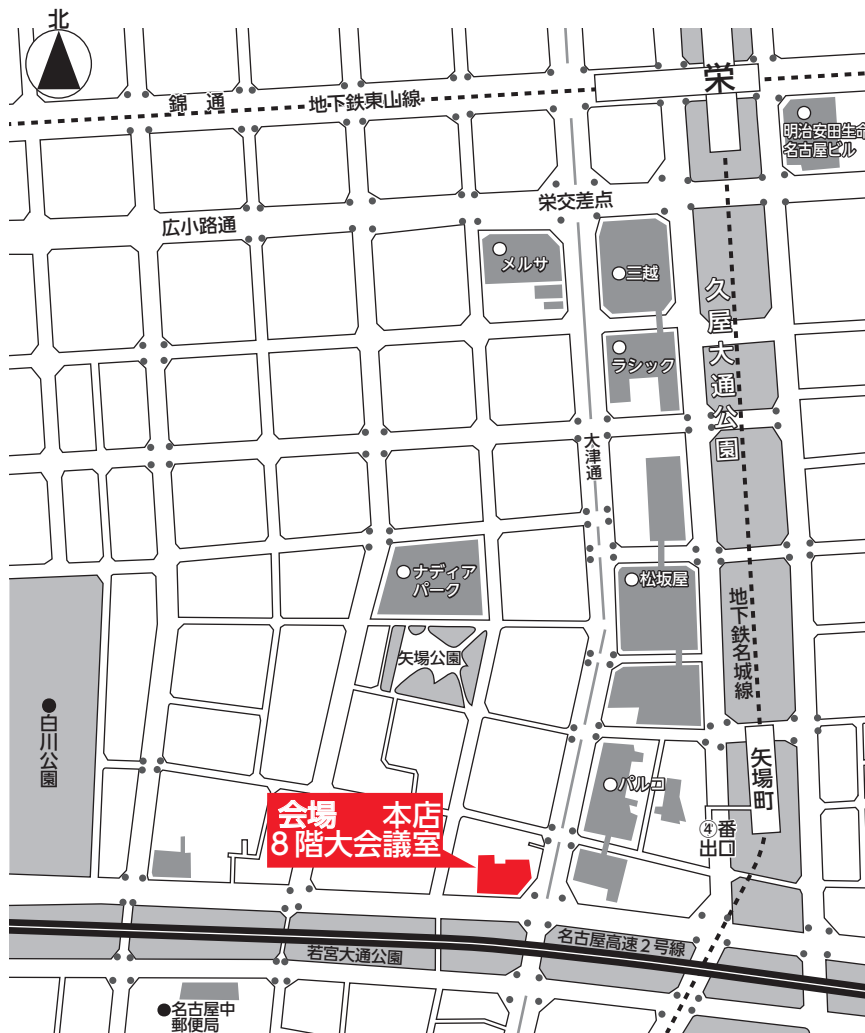
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目33番13号  
 当行本店 8 階大会議室  
 電 話 052-262-6111 (大代表)  
 もよりの駅 地下鉄名城線 矢場町駅下車 4 番出口 徒歩約 5 分



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。

